

6月のごみ収集日について（お知らせ）

6月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆6月のごみ収集日予定表（日付は6月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 栄	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	7日(木)	1日(金)	4日(月)	6日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	12日(火)	11日(月)	8日(金) 29日(金)	14日(木)	8日(金) 29日(金)	11日(月)	13日(水)
缶 (第3・第5曜日)	19日(火)	18日(月)	15日(金) 29日(金)	21日(木)	15日(金) 29日(金)	18日(月)	20日(水)
プラスチック (第3曜日)	19日(火)	18日(月)	15日(金)	21日(木)	15日(金)	18日(月)	20日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	26日(火)	25日(月)	22日(金)	28日(木)	22日(金)	25日(月)	27日(水)
紙 類	火 5・12・ 19・26	月 4・11・ 18・25	金 1・8・15・ 22・29	木 7・14・ 21・28	金 1・8・15・ 22・29	月 4・11・ 18・25	水 6・13・ 20・27
もやせるごみ	火・金 1・5・8・ 12・15・ 19・22・ 26・29	月・木 4・7・11・14・18・21・25・28	月・水・木 4・6・7・11・13・ 14・18・20・21・ 25・27・28	火・水・金 1・5・6・8・ 12・13・15・ 19・20・22・ 26・27・29			

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。

○びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。

○缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎スプレー缶や使い捨てガライターのごみの出し方について

次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。

★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。

★ガライターは、ガスを使い切ること。

●狂犬病予防注射（追加）の実施について

市では、毎年4月に狂犬病予防注射を実施していますが、まだ飼い犬の予防注射を受けていない方は、回覧チラシをご覧の上、最寄りの会場で接種させていただきます（6月21日(木)に各公民館を巡回して実施します）。

また、①登録犬が死亡したとき、②飼い主の氏名や住所などが変更になったときは、市に届け出が必要になります。当日受け付けもできますので、手続きくださいますようお願いいたします。

●犬の飼い主はご注意ください!!

犬の散歩中などに「フン」したものを処理しない飼い主が多く見受けられ、多くの方が迷惑をしています。

「フン」には人に有害な細菌や寄生虫卵が入っていることがありとても不衛生で、さらに景観をも損ね付近住民に多大な迷惑を掛けることとなります。犬の散歩の際は、ビニール袋などを持参し必ず処理してください。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時 6月7日(木)・28日(木) 11:00~11:30(時間厳守)

●場所 健康センター前

(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください(保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります)。猫の場合は、必ず麻袋(土のう袋は不可)など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度を「ご存じですか？」

☎22-1313

65歳以上の高齢者や要介護・要支援認定者、障害者の方が居住する住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税や都市計画税が3分の1減額されます。
※新築による軽減措置や耐震改修による軽減措置の適用を受けている住宅は対象外になります。

●対象となる家屋の要件
①平成19年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）であること。なお、併用住宅などの場合は住宅部分の面積割合が2分の1以上であること。
②次のいずれかに該当する方が居住する住宅であること。
・改修工事が完了した年の翌年1月1日現在で65歳以上となる高齢者が居住していること。
・要介護認定者または要支援認定者が居住していること。
・障害者が居住していること。
③補助金や介護保険給付金を除いた後の対象工事費が30万円以上であること。

●改修工事期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日までにバリアフリー改修が行われたもの。
●改修工事内容 廊下の拡幅、階段の改修、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り換

え、床表面の滑り止め化など
●減額期間 工事完了年の翌年度のみが減額になります。
●減額される税額
①住宅1戸当たりの床面積が100㎡までの住宅は、税額の3分の1を減額。
②住宅1戸当たりの床面積が100㎡を超える住宅は、100㎡相当の税額の3分の1を減額。
●減額手続きについて
工事完了後3カ月以内に、次の書類を添えて市税務課に申告してください。なお、必要に応じて現地を確認する場合があります。
①バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書
②納税義務者の住民票の写し
③契約書や工事内訳書など、改修工事に係る明細書の写し
④改修工事箇所の写真
⑤領収書の写し（改修工事費用の支払いを確認できるもの）
⑥本市要綱による住宅改造補助金交付および介護保険給付金の決定（確定）通知書などの写し
⑦該当する区分に応じた書類
・65歳以上の高齢者 住民票の写し
・要介護および要支援認定者 介護保険の被保険者証の写し
・障害者 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの写し

宮城県では、生産者や事業者、消費者、行政が協働し、県民総参加でみやぎの食の安全安心確保に取り組み「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開しています。
■みやぎ食の安全安心取組宣言
生産者や事業者が食の安全安心に関する自主的な取り組みを登録して自己責任を明確にするとともに、左下のロゴマークを使って情報公開に努め、消費者の理解と信頼を得ることを目的に実施しています。
このロゴマークを掲げる生産者や事業者の方々にぜひ応援してください。
■みやぎ食の安全安心消費者モニター
現在、県にモニターとして登録していただき、食の安全安心に関するアンケートや講習会などに参加していただくとともに、県に意見を提言していただける方を募集しています。県内在住の満18歳以上で食の安全安心に関心を持ち、無償で活動に参加できる方であれば、どなたでも登録できます。皆さん、ぜひご参加ください。
☎宮城県食と暮らしの安全推進課 ☎022-211-2641



——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

がん相談支援センターのご紹介

■がん相談支援センターって、どういふことをするの？

がん患者さまとご家族の治療上の不安や悩みに対応するため、当院2階医療相談室にがん相談支援センターを併設しました。

医療ソーシャルワーカーがお話を伺い、必要に応じて各科医師、薬剤師、看護師などと連絡や調整をして、さまざまな悩みや疑問にお答えします。

■こんなときにご相談ください

- ・療養中の心配ごとや退院後の生活への不安
 - ・治療や手術にかかる費用が心配など
- 相談は無料です。がん相談センターのご利用を希望される方は、事前にお電話でご予約願います。

●相談時間

平日の月曜日～金曜日、8:30～17:15

☎がん相談支援センター ☎25-2145（内線2601）



▲お気軽にご相談ください！